

社会福祉法人こころの樹 役員報酬規程

第1条 この規程は社会福祉法人こころの樹の役員に対する報酬ならびにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

第2条 理事長には、報酬及び退職慰労金を支給する。

2. 理事長報酬は月額5万円とする。
3. 月の途中で新たに理事長に就任した際には、日割り計算を行い支給する。
4. 退職慰労金の額は年額10万円とし、その任にある期間が1年を経過するごとに報酬が発生する。また重任に際してはその額を積立、最終任期の満了をもって全額を支給する。

第3条 原則として理事長をのぞく役員には報酬及び退職慰労金を支給しない。

2. 理事長をのぞく役員であっても、特別に報酬もしくは退職慰労金を支給する場合は、評議員会の議決に基づかなければならない。

第4条 この規程の改廃は評議員会の議決により行なうものとする。

付則

この規程は平成28年2月1日から施行する。

但し、この規程の施行当初に理事長にあったものについては、第2条4項の規程にかかわらず就任当初から算定し支給するものとする。

この規程は平成29年4月1日から施行する。